

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策消費喚起くすPayチャージボーナスキャンペーン事業(R7補正)	①物価高騰による町内の経済対策を目的として、デジタル地域通貨くすPayのチャージ額に応じたボーナスポイントを付与することにより、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入を支援し、個人消費の喚起及び地域内経済の下支えを図る。 ②委託料 ③チャージボーナス事業:81,395千円(うち32,970千円にR7補正分交付金を充当)内訳:ポイント原資68,000千円(20,000円×3,400人=68,000千円)付与率:40%一人当たり上限:20,000円分内訳:事務費13,395千円(システム利用料、ポイント付与業務、広告宣伝費、事務局運営費)※正職員の人件費は含めていない。 ④対象者数3,400人	R8.4	R8.9
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	くすPay加盟店物価高騰対応支援事業	①物価高騰に苦しみ町内中小企業・小規模事業者の支援及び地域内経済循環の推進を目的として、くすPay加盟店がくすPay決済時に負担している決済手数料(2.5%)に対する支援を行う。 ②補助金 ③年間総売上見込200,000千円×手数料率2.5%=5,000千円 ④くすPay加盟店120店舗(R8.4.1時点)	R8.4	R9.2
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策消費喚起くすPayポイント交付事業	①物価高騰対策を目的として、くすPayポイント5,000円分を交付することにより、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入を支援し、個人消費の喚起及び地域内経済の活性化を図る。 ②委託費 ③くすPay生活応援ポイント交付事業:79,220千円内訳:ポイント原資60,000千円(5,000円×12,000人=60,000千円)内訳:事務費19,220千円(システム利用料、ポイント付与業務、新規カード製造・発送業務、事務局運営費)※正職員の人件費は含めていない。 ④令和8年4月1日基準日において19歳以上の玖珠町民 約12,000人	R8.4	R8.8
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策消費喚起くすPay×まちなか循環バス利用促進事業	①物価高騰対策を目的として、まちなか循環バスをくすPayで決済した利用者に、150円分のポイント還元を行うことで、地域公共交通を支援する。 ②補助金 ③くすPay×まちなか循環バス利用促進事業:500千円内訳:ポイント原資300千円(150円×2,000回分)内訳:システム管理費・事務局運営費100千円※正職員の人件費は含めていない。 内訳:システム改修費100千円 ④まちなか循環バスくすPay決済利用2,000回分(およそ2か月分)	R8.10	R8.11
5	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策椎茸生産安定化事業	①物価高騰に苦しみ椎茸生産者の生産意欲の向上及び経営の安定に資することを目的とする。 ②椎茸生産者の種駒の購入に対する補助金 ③種駒1個につき2円以内の補助を行う。 ④・町内に住所を有する者 ・年間3万駒以上植菌する椎茸生産者(1人当たり年間2万駒以上植菌する3戸以上の組織も可) ・購入した駒のうち、今年の1月から5月末まで植菌したもの ・領収書などにより種駒購入費の支払いが証明できること	R8.5	R9.3
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業生産費高騰対策事業	①肥料等の価格の高騰により農業経営に及ぼす影響を緩和する。 ②肥料等の価格高騰分に対する補助金 ③(肥料費100,750千円+農業費93,000千円)×物価変動率(21.8%)×(1/2以内)≒21,118千円 ④町内に住所を有する個人または法人で、令和7年度農産物販売額が50万以上の農家、町税等を同一世帯全員が完納していること。	R8.6	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	給食材料費高騰による給食費支援事業	①米などの食材料料費が高騰しており、子育て世帯への値上げに伴う更なる経済的負担を回避する。 ②需用費 ③パン・精米、牛乳等の令和4年から7年度の物価上昇分を給食費の総額に乘じる。(教職員は除く。国・県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。) OR4-R7上昇分 49,617,960円×25.58%×84.57%=10,733,856円(うち児童・生徒分)内5,174,480円は交付金、5,559,376円は一般財源) 49,617,960円×25.58%×15.43%=1,958,417円(教職員分 ※交付金対象外(一般財源)) ●児童・生徒合計 864人、41,962,200円(84.57%) 教職員合計 154人、7,655,760円(15.43%) ④児童、生徒の保護者	R8.4	R9.3
8	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設物価高騰対策緊急支援事業	①紅葉福祉施設等における電気代等高騰相当額を補填することで、エネルギー価格高騰の影響を受けた施設の事業運営の安定化を図るとともに、利用者の健全な環境の保持につなげる。 ②③大分県への負担金 施設補助金負担分:県が高齢者福祉施設、障がい福祉施設、幼児教育・保育施設に行う補助金の1/2を負担。 (積算方法)施設種別に応じた定額補助 (補助対象)電気代、食料費、ガス代、燃料費の高騰分 事務費負担分:本事業実施に係る県事務費の1/2を各市町村補助金申請件数に応じて負担。 ○高齢者福祉施設:2,199,500円 ・入所施設:18,000円×128人×1/2=1,152,000円 ・通所施設:82,000円×10か所×1/2=410,000円 ・訪問施設:25,000円×51か所×1/2=637,500円	R8.4	R9.3
9	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策外出支援サービス事業	①物価高騰の中、高齢者の外出及び屋外活動の推進をするため、バス及びタクシー料金の支払いに使用可能な利用券(バス・タクシー券)を交付する。 ②利用券(委託料)、事務費 ③総事業費 10,468千円(うち7,100千円に交付金を充当) 内訳 ①事務費 685,000円 ②利用券 978,300円 ③遠隔地の対象者 年間最大12,000円分 遠隔地以外の対象者 年間最大8,400円分 ④次の1,2,3のいずれにも該当する者 1 昭和26年4月1日までに生まれた75歳以上の者 2 玖珠町在住の者 3 令和8年4月1日時点で、介護保険の要介護3、4、5の認定を受けていない者 事業対象者 3,023人	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対応子育て応援手当(独自加算分)	①物価高の影響が長期化しその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入支援として、児童1人あたり10,000円の現金を給付する。 ②給付金 ③40名×10,000円=400,000円 ④18歳になる年度までの児童および令和8年3月までに出生した児童を養育する児童手当受給者で、令和7年度中に未払いだった者	R8.4	R8.4
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対策 家畜診療報酬激変緩和臨時対策事業	①家畜診療報酬の増額による負担を軽減することで、物価高騰による影響を大きく受ける畜産事業者の経営安定化を図る。 ②家畜診療報酬の増額分 ③令和6年度農家負担額(1割分)×(増額加算率)2.2×(補助率)1/2 1,456,836円×2.2×1/2=1,604,719円 獣医がR7.10より2名体制から3名体制へ増員となったため、診療件数の増加を0.5名分増加するものと仮定 1,604,719円/2名×0.5=401,178円(b) (a)×(b) 1,604,719円+401,178円≒2,000,000円(千円以下端数は切り捨て) ④畜産事業者	R8.4	R9.3
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	酒造原料米価格高騰対策事業	①【目的】酒造好適米の仕入れ価格の急騰に対応するため、即時の価格転嫁が困難な酒造業者に対し、原料の酒米の安定確保に向け購入費助成を行う。 【効果】町内唯一の伝統的酒造りの継続と発展への寄与。 ②補助金 ③【対象数】事業者数1件 【単価】R7仕入価格の内、R6仕入れ価格からの高騰分の1/2を補助(限度額200万円) ④【交付対象者】伝統的酒造事業者(亀の井酒造合資会社)	R8.4	R9.3
13	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策 し尿処理収集運搬事業者支援事業	①近年のエネルギー価格や物価高騰を受け郡内唯一のし尿収集運搬業者を支援することによって負担軽減を図り、郡民生活における公衆衛生及び環境保全を図るために必要不可欠なし尿処理業務の継続を図ること ②総額1,650,000円(玖珠九重行政事務組合への負担金) 玖珠町負担割合57.8%(954千円) 九重町負担割合42.2%(696千円) ③対称数1。業者による流量計の見積による。 ④し尿収集運搬業者1社。衛生社車両購入に際し必要となる流量計	R8.4	R9.3
14	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対策 運送事業者経営支援給付金事業	①【目的】物価高騰による影響を大きく受けるが、即時の価格転嫁が困難な町内一般貨物事業者等への経営支援を行い、事業継続と経営の安定を図る。 【効果】町内物流の維持・継続 ②補助金 ③大型40,000円×147台、小型 13,000円×39台、計6,387,000円 ④【交付対象者】町内運送事業者 【対象施設等】大型自動車及び小型自動車	R8.4	R9.3
15	①食料品の物価高騰に対する支援	物価高騰対策消費喚起くすPayチャージボーナスキャンペーン事業(R8補正)	①物価高騰による町内の経済対策を目的として、デジタル地域通貨くすPayのチャージ額に応じたボーナスポイントを付与することにより、食料品をはじめとする様々な生活必需品・サービスの購入を支援し、個人消費の喚起及び地域内経済の下支えを図る。 ②委託料 ③チャージボーナス事業: 81,395千円(うち10,126千円にR8補正分交付金を充当) 内訳: ポイント原資68,000千円(20,000円×3,400人=68,000千円) 付与率: 40% 一人当たり上限: 20,000円分 内訳: 事務費13,395千円(システム利用料、ポイント付与業務、広告宣伝費、事務局運営費)※正職員の人件費は含めていない。 ④対象者数3,400人	R8.4	R8.9